

第十九回国会 郵政委員会 議院 會議録 第十四号

昭和二十九年三月十七日(水曜日)

午前十時五十九分開議

出席委員

委員長 田中綱之進君

理事小林 絹治君 理事羽田武嗣郎君

理事山花 秀雄君 理事吉田 賢一君

飯塚 定輔君 河原田稼吉君

坂田 英一君 武知 勇記君

三池 信君 櫻内 義雄君

松浦周太郎君 佐藤觀次郎君

出席政府委員

郵政政務次官 飯塚 定輔君

(監務局長) 齋藤信一郎君

(郵政事務官) 松井 一郎君

(郵政事務官) 小野 吉郎君

(貯金局長) 小野 吉郎君

委員外の出席者

検事(刑事局) 長戸 寛美君

刑事課長 專門員 稻田 健君

專門員 山戸 利生君

專門員 山戸 利生君

三月十五日

委員片島港君辞任につき、その補欠

として佐藤觀次郎君が議長の名で

委員に選任された。

同月十七日

委員南條徳男君辞任につき、その補

欠として小笠原三九郎君が議長の指

名で委員に選任された。

三月十三日

閣東州における郵便貯金の払戻しに

関する陳情書(東京郵政局経理部管

理課統計係長石川重)(第一七一九

第一類第十三号

郵政委員会會議録第十四号

昭和二十九年三月十七日

号)

占冠郵便局に電報配達員増員の陳情

書(北海道勇払郡占冠村長吉田益雄

外一名)(第一八〇一号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

郵便振替貯金法の一部を改正する法

律案(内閣提出第五八号)

郵便切手類売さばき所及び印紙売さ

ばき所に関する法律の一部を改正す

る法律案(内閣提出第六〇号)

○田中委員長 ただいまより郵政委員

會を開会いたします。

郵便振替貯金法の一部を改正する法

律案、郵便切手類売さばき所及び印紙

売さばき所に関する法律の一部を改正

する法律案、以上兩案を一括議題と

し、審査を進めます。

ただいま、先日要求しました資料が

提出されておりますので、その内容に

ついて説明を求めたいと思います。ま

ず郵便切手類及び印紙売さばき所に要

する経費について、郵務局長より説明

を求めます。郵務局長。

○松井(一)政府委員 この前の委員会

におきまして、私も大体今度の手

数料をきめるにあたり、何か算定し

た資料がないかというようなお話であ

りましたので、ここに私も私としてこ

の法律を立案するにあたりまして、調

べました一応の算定に関する資料をお

配りしたわけでありまして、いろ／＼こ

の前も私御説明申し上げましたよう

に、大体において売りさばきに要する

直接的な実費というものを支給すると

いうのが、この法律の従来からの建前

になつておるのであります。最初にこ

の法律をきめましたときにも大体この

いうふうなやり方の試算に基きまし

て、現在の五分、三分、一分というこ

とがきめられたのであります。今度も

同じような形において、あるいは実際

において、売りさばき所の実情につい

ての調査をいたしました結果、一応こ

ういふふうな試算をつくらなければ

なりません。ここにあげてありますように、大体

一万円以下の売りさばき人というものを

を一応としてみますと、その平均買受

け月額が最近においては二千八百六十

九円である。その二千八百六十九円

の人たちが、一ヶ月に何回買いに来

算のような感じが実際のしますのですが、さりとて何も私はこういうもののお考え方を根本的に否定するということではございませんが、一応感じたところを述べてみますと、たとえば千円や千五百円とか、七千円というような少額の金を扱う人は、三万、十万扱う

よりもはるかに高い金利が必要であるという事実の御認識を願いたい。こういうものは大蔵省の銀行局の調べ、杜債の利率、そういうたものとはおよそ縁のない種類の金なんです。七千円のものに質屋で借りるとすれば何ぼいるかということ、ひとつ御想像願いたいのであります。しかし七千円の金を銀行で借りるということは不可能な事実であります。こういうことありますから、こういう計算の基礎は大蔵省の銀行局の調べ、杜債の利率、そういうたものとは違う現実の世界から割出していたぞくということにして来ませんと、生きた数字が出ないで、机上の数字に終る危険があると私は思います。たとえば十万円を越える売りさばき人が資金を三万円に回転するということになつて来ますが、ちよつと私もこういうことも想像いたしかねる数字であります。こういうことでありますので、これは一応お考え方として拝聴しておく、こういうことにとどめたいと思ふのであります。

それでおおこの改正案についてちよつと伺つておきたいのですが、この間ちよつと伺いました際にはおはつきりしなかつたのですが、それを読み返しましても少し納得しにくいのですが、この新法、改正法の第七条によりますと、「百万円をこえるものは、百万円とみなす。」ということになっており

ますが、この百万円を越えるものは百万円とみなすという趣旨は、五百万円を売りさばいたときもなお百万円と同率の手数料である、こういう趣旨に解しているのでしょうか、この点ひとつもう一度はつきりしておきたいと思うのです。

○松井(一)政府委員　これは現行法の第七條に、「但し、その金額は、一箇月一萬千百圓をこえてはならない。」という條文がございます。この一萬千百圓というのは、つまり百萬圓まで賣りさばいた場合の現行法の第七條による手数料というものを積算したものが、一萬千百圓になるわけでございます。新法においてもその精神はちつともかわらずに、大体手数料というものは百萬圓のところまで払う。それ以上もちろん売り上げのことを禁止するわけではございませんが、手数料の面においてはそれ以上は差上げない。つまり三萬圓お売りになつても、百萬圓までの手数料しか支給しないというところは規定したものでございます。これは現行法と内容的には何もかわつておりません。

○吉田(賢)委員　そこで私は合点が行きかねるのですが、この資料によりますと、やはり買受け資金というものが、重要な経費算出の基礎にされておるのであります。もし今の御説の通りだと

すれば、かりに船舶の登録をする場合、外航船舶のごときは一ぱいで十億円を越えておるのです。かりに十億円でいたしましたして、現行法、あれば四厘でありましたか千分の二になりましたか、千分の二といたしますと二百万円を売るわけであります。二百万円を売つるのには、二百万円という資金を持つ

て郵便局で買つて来なければ売れない。しかし売ることを禁止しておるわけではない。前におつしやつたごとく、それは郵便局に買いに来いと引きつけるべき筋合いじやない。なぜならばこれも一種のサービスですから、百万円を越える場合は郵便局に買いに来

いといへばき筋じやない。そうなりま
すと二百萬円の資金が必要であります
す。それは切手の買主から出すじや
ないかということも考えられますけれ
ども、これは建前はそうではない。売
主が郵便局から買つて来て買主にこれ
を売のですが、その場合に二百萬円
の資金をもつて買ひましても、百万円
の売上げと同率、従つて同額しか手放
料がないということばかりくつに合わ
ぬ。これは一体どう解したらいいの
か、納得しがたい。

○松井(二)政府委員 先ほどお手元
にお配りいたしました資料でも大体御推
察がつくと思ひますが、もちろん百
萬円を越えるものについても、何がし
かの金利なり手数料というものが出来
るということとは、当然あり得ること
でございます。おそらくその率は、率に
いたしますと三十八萬圓程度のところ
で、かりにこの資料によりますと四厘
幾らですから、百万圓などになります
とその率はあるいは一厘、あるいはう
んと少くなるだらうと思ひますが、そ

れにても何かしらのものがあるとい
うことは、これはこういう資金コスト
の手数料計算としては出るものでござ
います。これを百万円と押えるという
ことは、そういう面ではなく……。

○吉田(賛)委員 私の方言うのは、百万
円を越えた場合に百万円と同じとい
うのはどういうわけかということです。

○松井(一)政府委員　要するにここに規定したのは、百万円を越えたものには手数料を支給しないということとを法律上という趣旨なんです。

できているわけですから、なぜきつたかといふことは、さきで述べた通り、と申しますと、これは単に資金コスト面からいって、全然手数料的なものがない、実費としてないという意味ではなくて、政策的に、百万円以上一つの売りで、さばき所で売るといふことは、これはたとへば幾ら売ってもいいと言いますものの、これを売ることが郵便局にとつても手数料の簡略にもならないし、かつまたそういうふうにたくさん売るところにおいては、いろいろ切手の割引とか、おもしろからぬ現象が起りやすい。現在の実情を見ましても、百万円を越えるような売りさばき所というのはごく例外のところ、多くはある登記所内部における共済組合がやつて、いる印紙の売りさばき所であるとか、そういうところだけにとどまるようであり、ありますので、そうした弊害を勘案して一応一箇月百万円まで、それ以上は一厘とか、一毛というものを一々加算して行く必要もないであらうということで、これはここで一応切つてあるわけでありませう。

○吉田(賢)委員　それかと。もうわかれぬのです。売りさばき人には売上額の最高限の制限はない。そうすると千万円売つてもいい。それで需要がないかというかと、百万円というと大金のようでありますが、今私が申しましたように、一ぱいの船を登録するにいたしなくても数百万円はいるのであります。

から多額の取引が可能でもあるし、実情は例外中の例外でしょうけれども、その場合に、手数料を百万円で切つておくということ、今の金利をこういふうふうにこまかく出しなされる建前から言つても、資金の金利関係から見て、可成りの面々、ななすし

も、何らかの処置をおこないたいけれども、あなたは今百万円を越えるものには百万円と同額にいたしましたので、すとおつしやるだけでは、答弁になつておらぬ。百万円を越えるものには、あなたの方の資料によつては、当然にしかるべき金利もつけないというふうにも考えられるのですが、そこがどうも解明されないのですが、どうなんですか。

○田中委員長 答弁する前に委員長から行くらも申し上げますが、説明から行くらと、百万円以上の場合には百万円までの手数料、いわゆる百分の一と同じ率で行くという意味合いではないと思うのです。それをちよん切つたということとは、現実には百万円以上の印紙の売買が行われておる現状にそぐわないと思ひますが、それであれば、売りさばき所では百万円以上売らないということとを明確にしなければ、つじつまが合わないと思うのです。その点納得の行くような説明をひとつ願ひます。

○松井(一)政府委員 これは実はここ

に手藝料でもつて規定したといふのは、その内面から行つては百万円までしか扱ひませんぞといふことを言つておるわけでありまして、それ以上売りさばき人が便宜上買つて行かれる分については、私どもはそれを売つてはいかないと言つておるわけではありますん。しかし百万円以上のものになりま

すと、こういう資金コストの計算においても相当事情が違つて来ると思ひます。先ほど吉田委員からお話がありましたように、そういう場合において切手売りさばき人が自己資金で持つて来るという事はほとんどありませんで、ほとんど会社の人たちが、会社の金をただ自分が使者としてやつて来るといふような形態が、大抵現実の形態であります。従つてこういうふうな資金コストみたような計算とは、また模様もうんと違つて参りますから、そういうことを考慮に入れますと、実際問題としては、これはうんと小さな一毛になりますとか、わずかなものになつてしまふ。そういうところになりますと、それを一々法律の上に掲げるといふことも非常に妙なものでありますし、また切手売りさばき所の性質から見ても、大体一箇所くらいで売つてもらうといふことは、これはどこまでも郵便局に対する補助的な機関といふことになつております建前から見ても、その辺がよいのではないかといふので、現行法通りこれはすえ置いたわけでありませう。ただ条文の書き方が現行法と若干違つておるといふだけのものではあります。

○吉田(賢)委員 この手数料というものは、一体だれからとらうとするのですか。今のお話によれば、百万円以上越えるものは、売りさばき人の金でなく、会社の金で金を持つて来るのだといふことですが、趣旨が一貫しない。この手数料は一体だれにお払いにならうとするのか。

○松井(一)政府委員 申すまでもなく、売りさばき人に差上げるものであります。

○吉田(賢)委員 売りさばき人に差上げるというのであれば、会社が金を出さうと、造船所が金を出さうと、そういうことは何も郵政省は考える必要はないではないですか。売りさばき人自身の責任なんです。よしんば会社の社員が、五百万円の船の登録の印紙を求めべく、それを司法書士等に渡したといたしまして、売買についての責任は売りさばき人にあるわけでありませう。その売りさばき人に対して、百万円と限定もせず、それ以上売つてもよいし、しかし手数料は渡しませぬ。なぜならば、自己資金といふものはない、みなそれは裏の需要者が出すのだからといふならば、政府の事業として手数料制度の体系が私になつておらないと思ふ。政府の事業の手数料といふものには、もつとそこは筋を通しておかなければいかぬと思ふ。それはよいけい払うことがどうかと思ふなら、少くすればいい。いずれにしても、やはり扱うものは千万円でもかまわぬことになつてゐる。あなたの方で、それはさしつかえないと言つておるのだから——それなら、たとえば飯野海運が三隻の新造船をつつた場合、飯野海運としましては、おそらくは数百万円の金をそれだけに投ずるわけですね。でありますから、そういうような場合に、代金の授受をして印紙を買つて来てというやうなときには、売りさばき人をつくつてある以上は、何かもつと筋が通らないと、それ以上は何ば売つても百万円に切つておきますぞといふやうなことは、手数料の原則、原理は一体何に置いておるのだらうか。金額に置いておるのじやなしに、その辺がどうも体系が私は筋が

通つておらぬと思ひます。

○松井(一)政府委員 私の御説明がどうも不十分で、十分に御納得がいたらないのは残念でございますが、何回も申し上げますごとく、率は少くなくとも、金額がたかさんあれば、そこは何がしかのそういうものが一応想定せられるといふことは、これは当然でございます。従つてわれ／＼が百万円以上において渡さないといふことは、別の角度から見ても、切手売りさばき所にはそれ以上のものを売つて売つていたできたかないといふ、むしろ意思がここに間接的に現れてゐるのだらうと思ひます。

○吉田(賢)委員 私は今おつしやつた二点、一点は、百万円以上越えては何がしかの利益があるだらうと想定する、これはどういふ意味かわからぬ。何のをおさしになつておるか。それから百万円以上売つてもらいたくないといふのは、一体郵政事業はそういうものかどうか。売つてもらいたくないといふ、そんな筋の通らない考え方は、これは強断です。郵政事業特別会計並びに郵政事業のこの法律といふものは、現在の当局によつて二、三に解釈されるべき筋ではないと思ひます。これは一億円であらうが、何であらうが、物価が騰貴し、貨幣価値が下落すれば、何も百万円以上売つてもらいたくないといふやうなことを、私は法律の解釈をかつてになさるべきものではないと思ひます。この二点はどうなんですか。

○松井(一)政府委員 これは私が強断で申し上げてゐるのではなく、現在の法律の建前がそういうふうになつてゐるわけでありませう。結局百万円以上売

つた場合においては、切手売りさばき所の性格としても、實際上それほどの必要もありませんと同時に、往々にしてそういう場合には好ましくないリベーター関係といふやうなものが起りやすく、そのために印紙、切手を定価で売りさばくことに対する弊害も惹起しやすい。そういうことをおそれる勘案されて現在の法律が国会の審議を経て、一箇月一万一千百円、こういう形をもつて定められてゐるということ、私も改訂法においてもこの精神は決してかえようとしてゐるわけではございませんで、そのまま現行法においてすえ置く。ただこの一万一千百円といふものは、百万円を越えるものは百万円とみなすといふ意味であるから、一万一千百円といふやうなものをばこつと出して来てもおわかりにくいから、その内容的な説明をした、これだけでございませう。

○吉田(賢)委員 それなら根本の方針といたしまして、百万円以上を売りさばき人がかつてに賣買するといふやうなことは、リベーターなんかのおそれがあるといふやうな御懸念から出發して、私は感ずるのですが、そういうことでは、企業といふんですか、手数料を受取り、それを生活費に充てるというやうな、そういう面についてあまりにきゆうくつに他を疑うといふことになつてはならないだらうか。そういうことに締めてしまふといふことは、なるほどあなたの御懸念になる面もあるかもしれませぬけれども、同時に、これはあとで質疑したいと思ひますが、郵政事業といふものはもつと大胆活発に、そして締めるところは締めて行くといふやうなことがどうも欠けてゐると思

ひますので、これは今あなたと問答してもしかたがないから、これはたつて御意見は求めませんけれども、百万円以上売つてもらいたくない、そういうことをすると、リベーターなどの不正が起るおそれがあるといふ考え方が、どうも郵政事業を通じて非常に固陋な一つの考え方ではないかといふふうに私には感じられます。古い法律に一箇月一万一千百円を越えてはならぬといふ規定がある。それに照応してかえないといふ趣旨で、第七条のまた改正になつてゐるというのでありますから、これは私のお尋ねに対する解明的な御答弁はできておらぬ。百万円を越えるものには不正が行われるといふやうな危険があるならば、別の角度でその危険をなくすればよい。百万円以上越えるものは、百万円と同率また同額しか手数料は払わぬ。百万円以上売つてもらいたくないのだといふやうなことは、どうもこれはみづから法律並びに事業、売りさばき人制度、そういうものを追詰めてしまつて、強断的に企業を拡大するといふやうにさせぬ一つの条文のやうで、わくを入れてしまつたやうな感じがいたしますので、これはまことに残念であります。今の御答弁では私は納得できません。きより大臣がお越しなら伺いたいと思ひますけれども、これだけ申し上げておきます。

○田中委員長 ただいまの吉田委員の質問に関連して、小林納治君より関連質問があるという申出がありますので、これを許します。小林納治君。

○小林(納)委員 印紙の売りさばきのこと、私は詳しいことは知りませんが、けれども、ずつと昔郵政関係の法案の

審議をしたときの記憶なんです、三等局ですか、印紙の売りさばきをしてるものが、競争してたくさん売ろうと思つて、会社なんかへ非常に運動に行く。それから場所によつて、そういう会社や何かの多い地域にある郵便局や売りさばき所は、非常にえらい収入になる。従つて印紙売りさばきの目的でもつて、三等局の設置について役人に――賄賂を使ひますまいけれども、運動してやるとか何とかいつて、五十万円も百万円も金を使つたといふことを聞いている。そこでさつき局長の御説明のうちにもリベットの等の問題があつて、ちよつと触れておりましたけれども、私の當時聞いておりましたところでは大ありです。非常に運動して、実に弊害が多い。でありますから、こういう官業の性質から言つても、ある程度まで限度を設けて、それまでは手数料を払うといふことにすれば――印紙を私の売りさばき所ではあなたの会社には幾らで売りますとか、よそへ行くと幾らとられますが私の方では幾らで売ります、どうか私の方で買つてくれといふようなことが起つてはいかぬと思う。そういう点とどういふ関係がありましようか。

○松井(二)政府委員 たいだい小林委員からの御質問の点でございますが、切手、印紙売りさばきの沿革を見てみますと、ずつと昔はあまりこういう制限はやらなかつたやうでございます。そのころ、先ほど小林委員からのお話のごとく、いろいろな印紙類の売込み争奪、リベットというやうなものが頻発して、郵政省としても印紙類の信用維持のために非常に手を焼いて、そうして戦争前からすでにその手数料を払

う最高制限というものは、大体きめて参つたのであります。その精神を、貨幣価値の変動を考慮して、終戦後のこの立法にあつて一応百万円という形に押えたわけでありまして、それを今回の法律改正においても、これを無制限に手放しすることは、昔の弊害の実績にかみみて、やはりおもしろくないといふわけでそのままにすえ置いたのであります。

○田中委員長 この点については、従つて売りさばき人に扱はれる限度を百万円にする。百万円以上に越える場合には郵便局なら郵便局に直接納入するとか、そういうやうな規定をやはり設けることが妥当ではないかといふやうな感じも持つのであります。この点についてはさらにひとつ当局の方でも研究してもらいたい。

○松井(一)政府委員 そういふ規定の仕方もあると思ひます。ただ私も、全然手数料なしで、ただでも買つて行かうといふのなら、この点に關する限りリベットの心配はない、かやうに考へて、そこまで、率仕的な意味で買つて行かれることまで押える必要はないだらう、こゝういふ形で押えるわけでありまして。

○吉田(警)委員 この点は委員長が今お尋ねになつておりましたことに私も同感であります。やはり、もし百万円以上買つてもらいたくないものなら買つてもらいたくない、あるいは制限するとか禁止するとか何かすべきです。野放しにしては不正があるかも知れなぬ。従つて内心買つてもらいたくないけれども、表面は千万円でも何億でも買つてもらうといふのでは、この法律の形から見ましても、また法律と

いうものは文章を解釈するのでありますから、沿革がどうのやうの言つても、それは特別の場合だけでありまして、やはりそれは国民が違法すべきやうに、注意的の意味におきましても適当な方法を考へるべきだと思ひます。これはしごく同感でありますので、何らか政府に対して申入れをしていただきたいと思います。

○松井(二)政府委員 その点でございますが、これはいろいろおつしやる点も、私たちのねらつてゐる点を大分御了解つたと私承知しておりますが、押えるといふことは、繰返して申し上げますが、そういういろいろの弊害が起る危険性を避けたといふ一点でございます。それ以上苛酷でもつて、そういう懸念のない場合に買つて行かれることまで、しつて押えるといふ必要はないと思ひます。

○郵政政府委員 たいだいのお話中の、郵政の特別会計として積極性がなといふやうなお言葉も出ましたし、またこの切手、印紙等の売りさばきに關しての委員長からの御発言もありましたが、これらの点につきましても、当局として大臣ともよく相談をいたしまして、將來十分に考へたいと思ひます。

○田中委員長 なお前回の委員会でも、吉田委員より変造印紙の不正売買事件について、印紙の売りさばき手数料の会計に關する法案に關連して、実情の報告を求められております。これは刑事事件になつておりますので、郵政省としてこれについての監獄局からの報告は資料の關係で困難だといふので、法務省刑事局の刑事課長長戸寛美君が見えまして、この点についての説明を

するといふことでございますから、この際長戸寛美君より變造印紙不正売買事件について説明を求めたいと思ひます。長戸寛美君。

○長戸説明員 たいだいお尋ねになりました印紙犯罪の概要、それから公判の審理状況につきまして概略御説明申し上げます。

いわゆる印紙犯罪事件は、警視庁刑事部捜査第三課に対して、全太郎等が薬品を使つて収入印紙の消印を除去しておるといふやうな投書がございまして、それに基いて捜査を進めて、昭和二十七年三月二十五日、全太郎外三名の朝鮮人を逮捕しまして取調べた結果、その使用済みの印紙の出所、販売元が判明いたしました。爾後これに關連して広範の捜査が開始されたのであります。同事件は東京地方檢察庁を初め、横浜、浦和、千葉、水戸、宇都宮、長野、新潟、大阪、神戸、津、岐阜、山口、鹿児島、秋田、札幌、こゝういふやうな各地方檢察庁において処理して参つたのでございます。検挙者は合計約七百名を越えまして、うち現在までに起訴された者は三百人を越えております。不正印紙の額面総額は五千万円を越えております。これは立証のできたものだけでございますが、實際はもっと多いかと思ひますが、この立証は非常に困難でございます。立証のできたものだけが五千万円を越えております。そのうち実際に登記等に不正使用せられた印紙の額面総額は約三千二百萬圓に上つております。不正印紙の出所は通商産業省、東京通商産業局、特許庁、農林省及び水産庁がほとんど大部分を占めておりまして、検挙された被疑者を職業別に見ま

すと、印紙ブローカーと見られる者が約半数近くでございますが、司法書士、法務事務官、それから印紙売りさばき人、この印紙売りさばき人は東京で十名の程度でございますが、ほかの地方でも若干名あるかと思ひます。会社登記係、通商事務官及び技官、農林事務官及び同僚、郵政事務官、この郵政事務官は東京地検で扱ひました者は七名でございます。その他特定郵便局長等を含めると約十名程度かと思ひますが、はつきりいたしません。それから弁理士等の順位になつております。起訴の罪名は事案の内容によりまして、印紙犯罪処罰法違反、竊盜、物罪等種々であります。これは役所から持出すといふのが多ございまして、結局窃盜になるといふことであります。印紙犯罪処罰法違反が最も多数に上つております。なお不正印紙の入手使用等に關連いたしまして、贈収賄罪で起訴されておる者が東京地検管内だけで八名ございまして。

現在の公判の審理状況につきまして、各地検とも順調に進捗いたしておりますが、特に東京地検におきましては百七十一名起訴を見ておりますが、現在までにすでに四十名について第一審の判決の言い渡しをいたしまして、そのうち二名を除いて全部有罪の言い渡しがなされております。有罪の言い渡しのあつた者のうち、十三名につきましては、最高懲役四年六箇月から最低懲役八箇月の実刑が言い渡されております。無罪の言い渡しを受けた二名につきましては、判決を慎重に検討した結果、いずれも檢察官において控訴を申し立て、現在東京高裁に係属中であります。他の地検において起訴され

た事件についても、逐次判決の言い渡しがなされておりますが、その刑の最も重いものは懲役四年、最低は四箇月の実刑の言い渡しを受けております。検察庁でも事案の性質にかんがみまして、審理促進について万全の配慮をしておるわけですが、東京におきましては、当事件に対する専任の立会い検察官をきめておる、裁判所においても全事件を一つの裁判部で集中して審理をしておるといふ状況でございます。

こういふふうな印紙犯罪につきましては、非常に不正が行われておりましたので、法務省におきまして、本事件の発生と同時に、消印の厳格な勵行方をあらためて通達いたしました。引続き各種印紙の見本を全国の各法務局に配付すると同時に、印紙の真偽の鑑別方法についても通達をいたしております。さらに真偽の鑑別機械を若干買ひまして、主要の法務局に設置し、監察を強化する等、不正事犯の発生を未然に防止することに努めておるわけでございます。本年になりましてからは、日本橋の法務局等特に主要な法務局、要するに印紙などをたくさん扱う法務局におきまして現金納付の方法、現金を日本銀行に納めて、その領収証をもつて納入する方法を採用して、印紙による犯罪の防遏の助けにいたしておるわけでございます。また御承知のように法的にはこれは大蔵省所管でございますが、昨年の八月一日に登録税法の一部を改正したわけでございますが、登記所で登録税を免れるため、偽造、変造または消印除去の印紙を使用したものを発見した場合には、所轄の

税務署に通知いたしましたので、その通知を受けた税務署長は、その免れた登録税額をただちに現金で徴収すべきことを規定してある、こういふふうな法的な措置もいたしておるわけでございます。

税務署に通知いたしましたので、その通知を受けた税務署長は、その免れた登録税額をただちに現金で徴収すべきことを規定してある、こういふふうな法的な措置もいたしておるわけでございます。

○吉田(賢)委員 今の御説明によりまして、立証がよくできているものが五千万円の被害に上つておるといふことでございますが、これはいずれも印紙を使用したものであります。印紙を転用した使用済みの分でありまして、

○長戸(賢)委員 これは先ほども申し上げましたように、彼らが窃盗したりその他のいたした総額が五千万円でございます。まして、実際登記に使ひましたものはそのうちの三千万円、こういふふうな状況であります。

○吉田(賢)委員 そういたしますとこの三千万円は登記の手續に使用された。そうするとこれはすでに無効になつた印紙であると思ひますが、使用済みの印紙でありまして、使いますとその登録税の収入はどうなつたのでしようか。国の損が三千万円は補填されておるのかどうか、これをひとつ……

○長戸(賢)委員 この点はちよつと私どもの所管でございませぬのでわかりかねます。

○吉田(賢)委員 この問題はそのくらいでよろしうございませぬから、私振替貯金で聞きたいのですが……

○田中委員 それでは郵便切手類売さばき及び印紙売さばき所に関する法律の一部改正案について、ほかに質疑はございませぬか。

○田中委員 此の件についての質疑

を終了いたします。

○田中委員 先ほどは吉田賢一君。

○吉田(賢)委員 郵便振替貯金法の一部を改正する法律案について、二回つておきたいのであります。大体まず基礎的に聞いておきたいのですが、われわれは振替貯金と称してありますが、振替貯金の口座をもつて利用しておるといふのはどういふ階層に属しますか、これをひとつお聞きしておきたいと思ひます。

○小野政府委員 利用のおもなものを大体お答え申し上げますが、果敢会社に対する保険料の払込み、従ひまして民間の生命保険会社が相当加入しております。それから書籍その他物品の購入代金としてかなり利用されておりますので、そういった書籍店、薬の販売店、こういったところ並びに最近におきましては株式の配当金の交付、これに相当利用されております。従ひまして株式配当をいたしております各種会社、こういった方面が主たる利用者でございます。

○吉田(賢)委員 そうしますとこれは振替貯金と称する制度は、通常のあらゆる企業、あらゆる機械に利用されるというふうにはなつておらぬのですか。これはまたどういふことなんでしょう。われわれ一応考えますと、非常に便益が多い制度のように思ふのですが、ずつと広く利用されてよりかなり少ないものが、今お伺いすれば民間保険、書店、薬屋、株式の配当、どうも非常に限局された利用者のように考へるのですが、これはどういふわけなん

○小野政府委員 先ほど例をあげまし

たはかに、個人としての利用もござい

ます。これはこの制度の妙味を痛感いたしました。たとえば子供をほかの地域に勉学のために下宿させておる、そういった勉学のために必要な経費を送金するために利用しておるような向きもございまして、しかしそれは割合としては非常に少ないのでございまして、先ほど申し上げましたようなところが主たる利用の対象であります。その点につきましては私どももこの制度が送金と同時に継続送金し得る、と同時にさらに郵便貯金に似たような制度も加味してございまして、これに加入すればいろ／＼送金上に料金を非常に低廉でございます。また各種の便宜もあり、一般の送金手段よりも便利であります。点から、非常に利用を奨励しておるのでございますが、何しろ同種の目的を達しますためにはひとり振替貯金ばかりでなく、その他のいろ／＼な制度の特質はございまして、郵便為替あるいは銀行送金、今日では現金書留、そういったような送金手段が各種にわたつてあるわけでありまして、利用者はそのうちで最も自分の気に入つたものを利用する、こういう非常に広い選択の自由を持つておるような状況でございまして、かりに銀行にある種の預金を持つておきますと、今日銀行はそういう一面におきましては、預金者に対して送金小切手つきまして各種の便宜をはかつておるようございまして、従つてこの制度は非常に便利な制度ではございまして、利用の対象が全般にわたつて非常に多くなるといふことには、なか／＼参りかねるような状態でございまして、しかも終戦後振替貯金の各種の取扱ひにつきまして、遺憾

ながら処理日数が相当延びたわけでございます。そういう面で非常に利用が少かつたわけでございますが、この面は私どももいたしましては処理の短縮をはかりまして、大体戦前の域に今日立ち直つておりますので、漸次振替加入者の数は増加いたしつゝあるような状況でございまして。

○吉田(賢)委員 私が伺ひましたのは、非常に限局された利用者、加入者であるという理由は何かと聞いたのであります。まことに学生への送金制度として利用されておるといふことですが、まことにこれは例外で、必ずしも必要はないのであります。そこでいかにも便利な制度であるといふことは、私は感ずるし、局長もその御説明になり、漸次増加の傾向にあるのかのごとく御説明になられたが、しかしこの添付の資料第一表によれば、昭和二十二年には八十万を越えておる。ところが二十六年には六十五万に減り、七年には五十四万、八年にはまた五十五万といふふうな、漸増でなしに下つておるといふことになつておる。この五十万といふことはちよつと大きいようでありまして、けれども、東京の人口が人口といふと何ですが、人口の割合にも足らぬ。全国

の戸数から見まして非常に少ない利用者ではないかと思ふのであります。なぜ一体こういふふうな漸増にあらずして減つて来るのだらうか、この辺の原因はどこにあるか、それをちよつと聞いてみたいと思ひます。

○小野政府委員 なるほど表にござい

おります。しかしこれはただ口座が名目上あるだけでございまして、実際にこのうちで活動いたしました口座、いわゆる睡眠をいたしております無活動の口座を除きますと、終戦後漸次ふえておるような状況でございまして、今日の五十五万の口座は、ほとんど全部が睡眠でなく動いておる、こういうような実情になっております。それと一つには振替の利用が主として……。

○吉田(賢)委員 睡眠の原因をひとつ一緒に説明してください。

○小野政府委員 睡眠の原因をいたしましては、この制度がやはり断片的な断片的な利用でなく、継続して送金の必要がある、こういう向きに最も利用に便な制度でございまして、いろいろ物品の取上り商取引が非常に不活発であつた時代、終戦後あたりは特にそうでございまして、そういう取引関係自体に非常な各般の制約を受けるような状況で、その意味における商取引が非常に消極になりまして時代におきましては、かつてこの制度を利用すべく入つて振替口座を持つておりましたものも、自然口座自体が動かない、こういうような状況で睡眠をいたしたような次第でございまして。

○吉田(賢)委員 この睡眠者は、口座の数は多いけれども、大部分が睡眠の状態であつて、今はほとんど利用してないというのだが、大体貯金の口座があつて利用されない睡眠状態といううなことは、これはどこかたががゆるんだためにそういうことになる。地方の銀行の支店長なんというものは、あまり出入りのないような預金口座を持つておりましたら、御承知の通り首

になります。でありますので、自然に経済現象から睡眠になつたというよりも、むしろこれはあなたの方の事業自体がもつと広く宣伝することに欠けておるのではないか。宣伝を欠いておるために、一般に知られなかつたというよりも大きな原因ではないか、こういうふうにも考えるのだが、その点はどうですか。

○小野政府委員 御指摘のような点は確かに一面はございまして。と申しますのは、振替貯金の払込み、払いもどしの処理は、平均いたしまして、三日見当で大体は処理しておつたわけでございますが、終戦後におきましては、いろいろの事情から、かなりその処理の能率が下つております。日数で換算いたしてみますと、大体従前三日ぐらひで処理されたものが十日から、はなはだしい場合には三月ぐらひもかかつた、そういう不便もございまして、一面にはその制度を利用する最も活用面でありまして取引関係の洗滞、こういった両面が重なりまして、せつかく口座を持ちながら睡眠をいたす、また新規に口座に加入する人も非常に寥々たるものであるというような状況でございまして。

○吉田(賢)委員 この改正法によりまして、現金の払出しについては、千円以下の場合二十円が三十円になり、次に新たに段階が設けられて、千円を越え五千円以下の場合三十五円が五十円になり、五千円を越え一万円以下の場合は三十五円が七十円になり、一万円を越え十万円以下の場合五十円が九十円になり、小切手の分も一万円以下の場合十五円が三十円になり、一万円を越えた場合には三十円が五十円に

なる、こういうことになつてゐるのだ、この手数料などが上げられようとする。この料金はなぜこんなに高くしなければならぬのか、これを御説明願ひたい。

○小野政府委員 小切手の支払いと通常の払込みの関係でございまして、小切手の払込みは制度をいたしましては非常に新しい制度でございまして、昭和二十三年に初めて、小切手による払いを創設いたしましたわけでございます。最初の通常払込み、これは振替貯金本来のものでございまして、これは振替貯金創始と同時に扱つてゐるものでございまして。小切手の関係についてもいろいろ手数料等相当にかかるわけでありまして、そういう面から必ずしも通常払込みと同様な金額段階、料金で行き得ない事情がございまして、一応兩者を比較いたしてみますと、金額段階も、通常払込みにおきましては千円まで、千円から一万円まで、一万円を越えるものと、こういふ三段階になつており、料金もまた相当小切手のそれとかわつております。小切手につきましては、一万円以下のものと一万円を越えるものと、こういうふうに區別いたしておりますが、実際は小切手払いのものとはかなり金額が多くて、千円までといつたものはほとんど利用がないので、そういう点で千円までの段階を設ける必要もございせんし、また料金等も通常払込みの場合から比べまして、小切手の利用の方が少し安目になつております。今日小切手のこの制度を創設いたしましたのは、普通の現金の受払いでなく、小切手払いが非常に便利でありますので、創設いたしましたわけでありまして、そういう利用を大い

に勧奨をいたしたいというような気持ちもありませんので、通常払込みの場合より多少低目になつております。と同時に小切手払いにつきましては、ただちに口座を所管いたしておりますところにて電報で照会を出すことになつております。それに必要な電報料は別途いたしてゐるわけでありまして、今回はこの改正の中に電報料だけでなく、同一地内におきましては電話照会もございまして。現行法におきましては、電話の利用の場合における料金関係については何ら触れておりません。そういう関係でこの点にも不備がございまして、電報ばかりでなく、電話を利用する場合を開き、同時に電話通話に必要な料金をいたさう、こういうような状況に相なつておるわけでありまして。

○吉田(賢)委員 どうも計算の基礎がはつきりと答へてきておりません。次のページの電信現金払という項につきまして、「通常現金払の料金と電信に關する料金を基準として省令で定める金額との合計額」、こうなつておりますが、この省令といつたものがあるのですか。何をさすのですか。

○小野政府委員 この省令と申しますのは、郵便振替貯金法の施行細則をきめております郵便振替貯金規則であります。それによりましてこういつた通常現金払いの料金と電信に關する料金を基準といたしておりますが、これは個々の電報料金それだけでなく、需要の大勢から見まして平均何字ぐらゐといつたような数字が出て参ります。それを基準にいたしまして、一回の電報につきましては電報料金これくらいといふところ、兩者を合算いたしまし

て徴収をいたす、こういう状況になつております。

○吉田(賢)委員 理由書によりまして、これを引上げる理由は事業の収支の均衡をはかるためとある。それからさつきの御説明によりまして、別にこれに対する理由がはつきりいたしておりません。そこで資料に収入の見込みというのが出ておるのであります。これが現在事実上赤字だからというところがこれを引上げる理由になるのかどうか、その点ひとつ聞いておきたい。

○小野政府委員 ただいまの御質問の通り、今日振替貯金はかなり赤字を覚悟して経営をいたして参つております。かつて黒字が出たことは終戦後ないわけでありまして。これは別に郵便の増収その他でカバーして参つたのでございまして、昭和二十九年度におきましては、振替貯金の面で収支計算をいたしますと約四億の赤字を生じます。この四億の赤字は、今日の段階におきまして、他の事業収入でカバーするゆとりが全然ないという現状に立ち至つたわけでございます。従いましてそういう料金の面から来る収入と支出の採算のちやうどとれる限度に料金を上げようというわけでございます。大体従来の料金の値上げの変遷をく簡単に申し上げますと、昭和二十三年七月には……。

○吉田(賢)委員 発言中失礼ですが、変遷はよろしいです。私がちよつと聞いておきたいと思ふのは、今御説明になりました二十九年度四億の赤字というのであります。二十八年度のこの振替貯金の事業収入は何ぼ、支出何ぼという計算になつておるのでしょうか。

そうしてまた二十九年度の赤字四億というものはどういふ数字が出ておるのでしょうか、その結論の数字だけをちよつと聞きたい。

○小野政府委員 二十八年度におきましては大体五億六千七百円の収入でございませう。

○吉田(賢)委員 支出は何ほどですか。

○小野政府委員 これに約三億五千万円をプラスしたものがちよつと支出になつておりますので、予算面には九億といふことになつております。二十九年度におきましては必要な、どうして採算のとれるまでの歳入を得ますために、十億の収入を得なければならぬわけでございます。ところがこのままでは、料金を引上げないで参りますと、二十八年度見込みが五億六千七百円でございますから、多少の事業増を見ましても、ざつと六億しか収入が得られないのでありまして、その間四億の赤字を生ずるわけでありませう。

○吉田(賢)委員 赤字のおもな原因は何ですか、どういふ点に赤字を生ずる原因があるのですか。

○小野政府委員 この赤字こそ、料金が非常に低過ぎるというところに原因があるわけでございます。

○吉田(賢)委員 これは別の角度から検討して行きたいと思つております。私も先ほどあなたの御説明を伺つておりますと、全体の加入者が現在五十五万しかありません。三、四年前は八十万あつた。その後ある程度推移してある。そこで宣伝も十分にできておらぬことをお認めになつておる。もつとこれは拡大して利用するべき非常に便宜な制度のようにわれ／＼も考へてお

る。そういうことはあなたも言つておられますが、その通りらしいのであります。結局この郵政事業というものは、これにうんと力を入れたならば百万にも二百万にもなるのではないかと。百万にも二百万にもなるというところであるならば、今銀行の利用者の数はわかりませんが、銀行なりあるいは信用金庫なり、その他地方における元の無尽会社の相互銀行、あつたものの利用もすいぶんあるわけでありませう。そこで全国に網を持つた振替貯金の制度が、五十万で恬然としてゐるというのはいさゝか私には理解できない。それでこれは五億円の赤字、四億円の赤字で困るというやうなお説だが、四億、五億圓ぐらゐの赤字でたゞちに料金の引上げというやうな姑息な手段に出るのではなしに、むしろこれは抜本的にこの事業なるものを倍加し、あるいは十倍化するといふやうな目標をもつて、一年ぐらゐはやつてごらんないか。実は先般も私どもの地方の郵便局長といふ／＼話合つておるときのことでありましたが、やはりこの振替貯金制度はもつと拡大することを非常に念願しておる人が相当あるわけでありませうからこれはむしろ政府といたしましては、今たゞちに利用者の一それは株式の配当をするやうな会社の負担といふことではあるが、さうながら、しかし学生の送金といふ小さい道もあるらしいので、こゝろいつた利用者の負担によつて収益増をはかるというやうな姑息なやり方ではなしに、やはりこゝろ一年ぐらゐはひとつうんと増加するといふ大目標をもつて、積極的に、画期的に十倍化運動でもおやりになつて、二百万、三百万といふ

うにしてみて、それでも引合はれない、それでも赤字だといふことならひとつ御相談に乗ることにして、このたびはやはりそういうことじやなしに、一年間うんと馬力をかけるということに力点を置いて努力をなさつて、それによつて収支のバランスをさらにとつてみることにせられたらいかかと思ひます。が、政務次官もおられるのだから一緒に御答弁をお願いしたいと思います。

○小野政府委員 たゞいまの事業経営の立場からすれば、料金の調整で糊塗するよりも、その事業の増進に専心努力すべきだ、これは私も決してそれをおろそかにいたしておるわけではございませぬ。最近特に振替貯金の取扱ひ内容も改善いたして参りましたので、大いに勧奨には努めております。まだ十分でない点もあつたので、将来その点には大いに努力をいたしたいと思ひますが、現在の料金をもつていたしましては、かりにそういつた需要を大いにふやして行くといふ方法をとりましても、取扱ひがふえればふえるほど赤字になるというやうな現状であります。これは先ほど御指摘に相なりしましたようにここ数年間は現在よりも口座数としては非常に多かつた、八十万もあつたわけでありませう。当時実際に活動いたしておりました口座数は、八十万のうち二十万そこ／＼であつたのであります。それが活動口座で見れば年々ふえておるのであります。が、赤字の面では、毎年口座がふえても一向に赤字を解消するところではなく、赤字の額がふえて参るといふやうな状況になつておるのでありまして、この面は今の事業増といひまして、事業の増

進を期すべき点について決して怠つておるわけではないのであります。同時に現在の料金の現状をもつていたしましては、いかに取扱ひの増加を期し、ましては、やはり赤字を解消する唯一の策にはなり得ない、こゝろいふことが実情でございます。

○吉田(賢)委員 それなら何いませう、この現金払出しについて、かりに五千円の送金をしようとするれば、一体どのくらいの人間の手数がかかるのでしょうか。それから小切手一万円の振出しをしようとするれば、どれくらい手数がかるのでしょうか。

○小野政府委員 いろいろ原価計算の面で行きますと、これをはるかに上まわる計算が出ております。ただその原価計算もいろいろやり方によつて違つてございませうが、少くとも現在の料金は原価計算を非常に下まつておるといふやうな実情でございます。その面からいたしまして、現行料金をふえましては、いかに事業の取扱量が増えまして、赤字解消に役立たない、こゝろいふやうな現状でございます。

○吉田(賢)委員 どうも原価計算がここに出ておられませんので、お説によつてはよくわからぬ。五千円の送金をしようといふやうな場合に、どれほどの時間がかかるのか、小切手一万円を振出そうとする場合に、三十四でなければならぬ、十五円では赤字が出る、三十円ならば四億の黒字になるのだといふやうな考へ方は、どうなんでしょう。か。やはりもし勤務に従事せられる方が多忙で困るといふほどに仕事を軽減して来るなら、またそれはそれで考慮すべきだ。一応はまだ／＼仕事の拡大

の余地があるといふ場合には、うんと増加して――それで仕事が増えればふえるほど、口数がふえればふえるほど赤字がかさむといふのは、どうもちよつと合点が行かぬのであります。これは精細な資料に基かざるお互ひの問答でありませうから、抽象論の水かけ論をやつてゐるやうなものでありますけれども、どうも私は全体を感じまして、あなたの方の御説明では、口座数が二十三年が八十万あつて、たゞいま五十五万に減つておるといふやうな下り坂になつておる。ともかく睡眠の整理が何か知らぬけれども、全体から見た成績が落ちておるのですから、こゝろいふときに、ぐつと引上げるということにいましばらく努力なさつてみるということが、ほんとうじやないのだから、私はこゝろいふに感ぜられます。ので、御質問申し上げるのであります。仕事が増えればふえるほど損だといふことであるならば、今申し上げましたやうに、これが四倍になつて、二百万の口座ができて、四倍の取扱数になると、たゞいまの四億円の赤字といふものが、またその四倍の赤字になる、こゝろいふやうな御推算になると思ひます。どうもこれは少し乱暴なことじやないかと思ひますので、私の根本論は、もつと仕事の領域、事業を拡大するといふことに重点を置いて、しばらくこれを上げない方がよくはないかと思ひますので、重ねてこの点について――きよりは大臣もおられませぬので、次官から何か伺つておきまして、私どものこれに対する態度をきめなければならぬと思ひます。

○飯塚政府委員 御説もつともの点がございませうが、この振替貯金の料

金に關しましては、終戦以來、他の郵便に關する料金の値上げ等をいたした際にも、振替の方は大体値上げに參つたのでございませう。従いましてコストの計算をする場合にも、ベースアップされたことも実はいろ／＼考慮しなければならぬのでありますけれども、この振替に關しては、資金の値上げになつた以後の資金に關しては、振替に對する料金としては全然触れておらないので、やはり赤字というものが相當ふえて參つておるのでございませう。従いまして、この御説もつともでありますけれども、この際ぜひその点も御考慮くださいまして、本案に對しまして御審議の上、御賛成を願いたいと思つてございませう。

○田中委員長 ちよつと委員長から伺いますが、吉田委員は料金の引上げを行つた以前に、事業量の増加のための努力を払つたらどうか、こういう立場からの質問であります。かりに今回の料金引上げに對する賛否の態度は別として、ある程度料金を引上げるといふにしても、問題は、やはり送金の時間の短縮の問題であります。先ほどの貯金局長の説明によつても、戦前は三日程度で処理できていた。戦後はそれは行かない。従つて戦前の三日程度まで送金の時間を短縮することについての努力を、もちろん一種のサービス改善の点であります。料金引上げにこたえるためにやらなければならぬことだと思つております。そういうサービス改善が行われれば、利用者も従つてふえて来るようになると思つております。戦前程度の三日間くらいで送金が完了するような時間の短縮、もつと広い意味に申し上げれば、

サービスの改善の面について、見通しはどうなつておるかということをお願いしたいと思います。

○小野政府委員 お尋ねの点につきましては、二、三年以來鋭意努力、くふうをいたしまして、大体戦前の域に非常に近い状態にしております。通常払込みで申しますと、大体短ければ二日、長くても三日は地域が非常に離れておる場合でございませうが、札幌から鹿児島といったような離れておる場合におきまして、七日をもつて処理し得るわけにございませう。戦前の域にもうほとんど差のないところまで、内容は改善されて參つておるわけにございませう。これ以上の改善をはかりすためには、――当時夜業等もいたしておつたのでございませうが、現在振替に從事しております人員が約四千人弱でございませうが、これは現在のそういうつた雇間の勤務といつたしましては、非常にフルに動いておられて、これ以上夜間勤務等をやるとすれば、相當定員面においても支障を來して參ります。かた／＼今後の事業増が参ります。でも、定員面の増がないと、現在員をもつてさらに大増の口座数の増加を處理し得る、こういう人員ではないわけにございませう。そういう業務内容、取扱内容の改善と同時に、やはりこれは利用者にも認められまして、漸次活動口座数も年々ふえて參つております。そういう積極的な仕事は、われわれとしても今後続けて行かなければならぬことは當然でございませうが、料金面のそれにつきましては、ただいま政務次官からお答え申し上げました通り、昭和二十四年におきまして郵便料金、第一種の郵便物を六割値上げを

いたしております。その他三種、四種、五種、それ／＼五割ないし六割値上げをいたしておりますが、第二種の場合は振替貯金につきましては、全然値上げをいたしておらないのでございませう。さらに昭和二十六年の十一月に郵便料金の大幅な改正がありまして、第一種郵便物が五割、第二種において六割七分、第三種程度の引上げになつております。この際振替につきましても多少の値上げをいたしたのであります。その率は二割五分にとどめたわけにございませう。従いまして今回の料金引上げにつきましては、そういう過去の引上げに對し手は触れるべきであつたにかかわらず、やはり利用を勧奨いたして事業の増進をはかり、それによつて経営を改善して行こう、こういう一つの意図のもとに料金面に触れなかつたのであります。そういうつたしわ寄せが実は今回に参りまして、まことに相済みないものでございませうが、ひとり事業の増進、口座数の増加のみをもちましては……

○田中委員長 その点はよくわかりました。

○吉田(賢)委員 しかばもう一つつ込んで伺いますが、払込みの方は送金者でありますから、口座を持たぬ人も、学生が書籍店へ送金するといふような場合もありませうが、こういうようなものは、株式の配当をする会社でもなし、あるいは民法上の経営者、あるいはその支所でもなし、書店自体でいう口座を持つてゐる人同士の間の送金の仕合いかいゝような場合がずいぶんあるべきであらうと思ひまし

て、私もよく推定はできませんけれども、これが非常に事業が拡大されて、宣伝されて利用者が多くなつて來るといふことになる、まず大衆の送金利用者というものはずいぶんふえて來るだらうと思つてゐます。そうなりますと、この改正による値上げも現金、小切手、電信現金払いという三つにわかれてゐるのであります。これにたちまち影響して來ると思つてゐます。口座の開設料とか払出しの料金とかいふた面は、これはともかく広く大衆の負担になるような、こういうさきに申しましたような払込みの面だけでも、この際一応は事業拡大に集中して、しばらく見送るといふような御意思もないわけですか、これもちよつと聞いておきたいと思ひます。

○小野政府委員 ただいまの通常払込みの關係でございませうが、払込みの面につきましては、口座に加入いたしておりますある一定の業と書籍の販売店、これに業なりあるいは書籍を購する非常に不特定多数の人が送金する場合、これはやはりだん／＼ふえて參る傾向でもあり、これをふえるような方向にわれ／＼いたしまして努力いたさなければならぬのであります。が、実はこれはそういう払込みの全体の中で五八％、約六〇％、六割に相当いたしますものは、送金をいたします本人が料金を支払わないのでございまして、口座に加入いたしております書籍店とか薬品店、こういうところがその料金を受持つわけにございませう。これは振替用紙に加入者負担という判を押したものが大部分でございませうが、これでやつております。従いまして、その加入いたしております商店の

商売がだん／＼拡大し、繁盛いたして参りませんと、こういうつたものにつきまして、個々の送金者という不特定な方面に働きかけて利用を増加せしめるといふことは、なか／＼困難なわけにございませう。しかもこの通常払込みの料金全体が、振替料金の全体の中に占める割合は非常に多いのであります。約五〇％近い料金収入は、この通常振替払込みから得ておるわけにございませう。従いまして、この点のみを事業増進にまちまして料金値上げにかわる代案をいたしますと、利用の増加をわれ／＼が作爲いたします上に非常に困難な問題でありますと同時に、料金としてはここが非常に大きな源泉をなしておりますので、本値上げ案については非常に痛いはめに陥るわけに参ります。

○吉田(賢)委員 そうしますと、振替貯金で送金する場合は、送金者は全然手数料はいらないのでございませうか。

○小野政府委員 先ほど申し上げましたように、利用者の約四割は自分で手数料を払つております。あと六割に相当いたしますものは、口座に加入いたして送金を受ける口座加入者が料金を持つわけにございませう。

○吉田(賢)委員 ちよつとその点はつきりいたしませんのですが、口座に加入しておりますので……私自身が本屋へ本代を払う場合、私が手数料を払うのですか、払わないのですか。

○小野政府委員 加入者負担の場合におきましては、書籍、薬等につきまして販売を非常に勧奨するわけにございませう。そしてその代金は振替あるいは為替でも何でもいから送つてくれという場合は、たいいて振替の送金用紙

が封入されているのが実情でございます。その場合は、料金は自分のところで持つから、自分のところで書籍を買ってくれ、あるいは薬を買ってくれ、こういうような勧誘があるわけでございます。それで送金をいたします場合は、ほとんど料金はその商店が支払うということになっております。そういう商店の働きかけでなく、私から私がある書店に本が買いたい、こういうことで個人的に注文をいたしますと、その料金は私が負担しなければならぬというふうなことになるかと存じます。

○吉田(賢)委員 その点は、受ける方がサービスするしないは、これは送金を受ける方の自由であります。が、広く活用して行くというときには、やはり送金をする人が負担するということに實際はなつて来るだろうと思ひます。この事業がずっと拡大されて、一般に利用されて来ればそうなる。私はちよつと今そういう立論をしておつたのであります。大体私はこの程度でよろしゅうございませう。

○田中委員長 ただいま議題になつております郵便振替貯金法の一部を改正する法律案について、ほかに質疑はございせんか。――ほかに質疑はございせんでしたら、郵便振替貯金法の一部を改正する法律案に対する質疑を終了いたします。

○田中委員長 ここで、先ほど質疑を終了いたしました郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案を再び議題といたしまして、討論に入ります。吉田賢一君。

○吉田(賢)委員 私はこの法律案につきまして、売りさばき人の手数料に關して、百万円以上を月額売りましたものが、法第七条によりまして百万円のものと同額の手数料であるということにつきましては、政府委員の御説明の趣旨にかなりみましても、十分に納得いたしかねるのであります。いろ／＼とリポートなどの弊害もおもんばかつての御趣旨の御説明もあり、また民間の売りさばき人で百万円以上売りさばくことを欲しないという郵政省の御意向の説明もあり、また法律の趣旨がそのうであるという趣旨の説明があつたのでございませうけれども、こういうことも、社会情勢の變化、物価の變動等も考慮いたしまして、そうきゆう／＼に解することは、法律全体の趣旨にかなりみましても、決してほんとうのあるべき姿ではないと思ひますので、そういうような問題につきましては、今後の運用の面と、それから省令その他の何らかの措置等によつて、さうな筋の通らないことが解消せられるような、適切な措置をとつていただきたいのであります。こういう希望を申し述べまして、私は、私の所属する社会党の意見を代表いたしまして、本案に賛成するものであります。

○田中委員長 ほかにございせんか。以上をもつて討論は終了いたしました。本案について採決いたしたいと思ひます。郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案を、原案の通り可決すべきものと決するに御異議ございせんか。

○田中委員長 御異議ないものと認めます。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。なお諮りいたします。ただいま議決いたしました本案に関する衆議院規則第八十六条の規定による報告書の作成につきましては、先例により委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ございせんか。

○田中委員長 御異議なしと認め、そのようにとりはからいます。なお先ほど終了いたしました郵便振替貯金法の一部改正法律案につきましては、明日午前の委員会で採決いたしたいと思ひますので、各党の態度をおきめ願ひたいと思ひます。なお実は本委員会に相当件数の請願が出て、専門員の方でそれ／＼整理を願つてゐるわけでありまして、会期末にこれを取上げるのが通例になつておりますが、四月一日から実施の關係等、実施期日に関連のあるものもございまして、一度には参らなれないと思ひますけれども、明日の委員会にできればこの請願を日程に載せたいと委員長の方で考へて準備を進めておりますので、その点もお含み願ひたいと思ひます。

それでは本日はこの程度で散会いたします。明日は午前十時半より委員会を開会いたします。午後零時三十八分散会

〔参照〕郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十九年三月二十三日印刷

昭和二十九年三月二十四日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局